

議会運営委員会理事会記録

令和8年3月4日（水）

杉並区議会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
定例会の追加提案事項について	3
定例会の日程について	3
本会議の会議録署名議員について	4
意見書の提出について	4
特別区議会議長会の要望事項について	9

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和8年3月4日(水) 午後1時01分～午後1時21分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (7名)	理 事 脇 坂 たつや 理 事 山 田 耕 平 理 事 ひわき 岳 理 事 田 中 朝 子	理 事 矢 口 やすゆき 理 事 中 村 康 弘 理事代理 ブランチャー明日香
欠席理事 (1名)	理 事 奥 山 たえこ	
理事以外の 出席議員	議 長 木 梨 もりよし	副議長 川原口 宏之
出席理事者	(なし)	
事務局職員	事 務 局 長 秋 吉 誠 吾 庶 務 係 長 田 口 昌 実 担 当 書 記 森 菜穂子	事 務 局 次 長 村 野 貴 弘 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男

(午後 1時01分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

なお、奥山理事が欠席しておりますので、代理でブランチャー議員が出席しております。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、2月2日の1回分について、事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《定例会の追加提案事項について》

脇坂理事 次に、定例会の追加提案事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。区長から、令和8年度補正予算1件が提出される予定です。この後開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

《定例会の日程について》

脇坂理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。区長提出の追加議案に関わる日程の追加でございます。追加日程は網かけ部分です。

この後、午後1時15分から議会運営委員会を開催。3月6日金曜午前9時30分から本会議を開催し、追加議案の上程、提案説明、委員会付託。以上、日程の追加を提案させていただきます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会に諮ることといた

します。

《本会議の会議録署名議員について》

脇坂理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 追加する3月6日金曜本会議の会議録署名議員は、16番宇田川ゆうじ議員、33番山田耕平議員、以上でございます。

脇坂理事 この件についてはよろしくお願いたします。

《意見書の提出について》

脇坂理事 次に、意見書の提出についてです。

意見書等の議案提出に関する取扱いについては、申し合わせ事項により、委員会での決定によるもの、理事会の全会一致となったものを提出することができるとされており、また、非交渉会派の議員が提出しようとする場合は、あらかじめ理事会で説明することができることとなっております。

このたび、横田政直議員から今定例会において意見書を提出したいとの申出がありましたので、本件について説明を受けることにいたします。

横田議員、説明者席へ移動をお願いします。

それでは、本提案について簡潔に説明をお願いします。

横田議員 資料3が意見書のほうになります。カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書です。

今の現行の法律、原則5年間の保存期間というふうにカルテがなっている。それが今、直近の問題としては、新型コロナワクチンの接種が5年前の2021年2月から始まり、5年間で廃棄ができるという、そのままいくと、カルテ、詳しい情報が、これから健康被害等で何か検証するという場合に、細かいことが分からないという問題点がありますので、この5年間というのは、特にDX、情報が紙ベースである必要はない時代になっていますので、それも含めてこの保存期間というものを見直す必要があるのではないか、その法改正を求める意見書です。

脇坂理事 それでは、ただいまの件について、横田議員へ質問があればしていただき、その後意見があれば御発言いただけたらと思いますが、まず、質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

矢口理事 意見書をいただきましてありがとうございました。冒頭、脇坂理事からお話もありましたけれども、杉並区議会における議会運営申し合わせ事項というのがありまし

て、そこには、意見書だったり、決議書の提出に関しましては、委員会の決定を得るもの、もしくは理事会での全会一致を得るものを提出できるというふうにあるんですけども、まずその点は理解はされておりますでしょうか。

横田議員 この理事会で全会一致を目指したいと考えて、今、この意見書を出しています。

矢口理事 おっしゃるとおりで、全会一致が見られない場合は、基本的にはその意見書は取り下げていただいて、また次に向けて各理事の皆さんの調整も含めてやっていただくというのがこれまでの杉並区議会におけるプロセスであったと思いますけれども、その点はどのようにお考えでしょう。

横田議員 確認させていただきたいんですけども、この理事会の全会一致、または委員会の決定という場合の委員会の決定のその道というのが、果たしてどうやって開かれるのかというのが、私のほうで詳細を理解ができていないところで、御説明いただけると、もし理事会での全会一致が得られない場合に、委員会での決定を経るというその方法を教えていただきたいんですが、詳細をもし……。

脇坂理事 その点については事務局からお願いいたします。

議事係長 申し合わせに書かれております委員会の決定ですが、通常ですと、委員会で請願・陳情の審査が行われて、その願意の中に意見書を提出してほしいというものが含まれていた場合、請願・陳情の採択に伴ってその委員会として意見書を提出する、委員会として決定して提出する、そちらが一般的な今、杉並区議会での運用ということになっているかなと思います。

以上です。

横田議員 そうしますと、この意見書は全会一致がこの理事会で得られない場合は、意見書として出す道は閉ざされるということになるわけですか。改めて請願・陳情、それが意見書がついているものを出されないと、つまり少数会派のほうから意見書を提出する場合に、理事会で全会一致が得られなければ、道は閉ざすというふうにも聞こえるんですけども、そこはいかがなんでしょうか。

矢口理事 今、事務局から御説明があったとおり、理事会で全会一致を得るか、委員会での合意形成が図られたものということですので、場合によっては、その委員会のほうに意見書を出すような陳情・請願を出していただいて、そっちで通すというふうな選択肢もあるかと思います。

横田議員 その選択肢があるというのは理解できたんですけども、結局、意見書を提出するというのは、各議員の権利ではあると思うんです。申し合わせ事項で、一定の制限をかけて、申合せをしているということ自体は理解できるんですけども、それがたと

え少数、1人の会派であっても、意見書を提出したいというときに、それを制限できるのか。申し合わせでそれが制限できるものなのかというのは疑問があるんですけども。

中村理事 横田議員にお伝えしたいんですけども、今回、意見書の提出を理事会のほうに理解を求めるといふ趣旨で今発言されていると思うので、意見書提出の手續の部分に関しては、様々な書面にもありますし、事務局と直接確認していただければ、ここで理事が答える話でもないと思いますので、そこはわかまえていただければと。

矢口理事 前回、4定の際にも横田議員からは意見書が提出されました。その内容の賛否は置いておいてですけども、その際は、理事会のほうでは全会一致が見られなかった。本来の手續であれば、そこで1回取り下げて、またもう1回、委員会なのか、理事会なのかの全会一致を図るべく、本来であれば、いろいろ皆さんとの水面下も含めて合意形成を図られる必要があると思うんですけども、そういった手續を経ずに、結局本会議に上程をされましたよね。我々は、前回も同じことがありましたので、場合によっては今回またこうやって何も事前準備もないまま唐突に出されて、理事会で否決されました。でも、議員としては意見書を出す権利があるから、本会議に上程するというふうなことをやられるのか、そういうふうなおつもりがあるのかどうなのか、それとも、改めてもう1回ちゃんと事前に各会派とも交渉して、合意形成をした上で、基本的には意見書、決議書というのは、杉並区議会としての意思統一を図って合意形成を出したものを、国だったり、都だったりに上げていくものだというふうに私は認識しているんです。今のままだと、権利はもちろんあるかもしれないですけども、やりたい人はどんどん出していく、ある意味無差別な状態になっていくことになりませんか、今、横田議員がやられているようなやり方をほかの議員も含めてやった場合は。そういうことはお考えですか。

横田議員 先ほど中村理事のほうからありましたが、手續の話はまた事務局といろいろすり合わせの上での話なんだと思うので、私は今、全会一致を、皆さんの賛同を得たいということで求めているので、また、申し合わせ事項をあまりにも強調するというのは、これは区議会として何か大きな会派の意思で少数の意見を潰すというような、そういう影響が出てくる可能性もあるので、そこは慎重に考えなければいけない問題なのかなというふうには思います。ですので、今の段階ですと、カルテの保存期間の延長というのは別に、党派を問わず、別に保守系だろうと、リベラルだろうと、この問題に関しては御賛同いただけると思いますので、ぜひ御理解いただきたい。また、これは私、いろいろ御説明に上がりたいと思っていますので、矢口理事の御趣旨は分かるんですけども、それはまた事務局と相談して、いろいろ考えさせていただきたいと思っています。

以上です。

脇坂理事 横田議員に一言申し上げますけれども、今の御発言の中で、理事会であったり、また議会運営委員会の申し合わせ事項に対して、若干個人的な意見を述べられたというふうに私は受け止めております。この場合はそういった場ではございませんので、お控えいただきたいと思います。

それでは、この件について意見がある方はいらっしゃいますか。

山田理事 これは唐突に今見ている状態で、私は会派を代表してこの場にいますけれども、会派に持ち帰らずにこういうものを判断することはできませんので、今日それを何か結論を出してというのは、こちらとしても非常に困ってしまうというところで、事前に例えばこういうものを通したいときはなるべく、水面下かもしれませんが、こういうものを出したいと思うというような調整をあなたはされていないですよね。そういうのを踏まえた上で、対応をしたいと思っているので。

今日決めなかった場合は先延ばしになるということですか。そのあたりのスケジュール感も確認したいですけれども。

議事係長 今定例会の会期中ですと、今後予定されるのが、最終日の理事会ということしか今のところ予定はないですけれども、こちらの意見書案について、今日持ち帰られて再度協議ということであれば、予特期間中にでも再度、必要があれば理事会を開いて、そこで再度協議するというような考え方もあり得るのかなと思いますが、皆さんのお考えによるかとは思いますが。

以上です。

矢口理事 先ほどの質疑もありましたけれども、皆さん、ほかの理事からもありましたが、唐突に出されているものということもありまして、内容の是非を問わず、やっぱりここは議会の意思形成のプロセスを著しく毀損している部分があるのかなというふうに私は考えますので、今回の意見書に関しては、私たち会派としては、こちらは採択できない意思です。

脇坂理事 今、矢口理事から御意見がありましたとおり、今回のこの意見書の案ということにつきましては、理事会の全会一致ということにはなりませんので、提出というものは見送りとなりますが。

横田議員 これは今、採決しないといけない話ですか。私としては、これから、今回の議会運営委員会理事会に提出することができるという規定で、一応私としては、別にできるだからしなくてもいいわけですよね。しないで、本会議で上程ということが、別に権利としてはできないわけではないわけですよね。ただ、議会運営委員会理事会で資料を

提出する場を設けていただいているので、それにのっかってやったわけで、できる規定を使って、全会一致が見られないから意見書を出せないという話になるのは、そもそもの議員の意見書を提出する権利を押さえ込んでいるのではないかと思うんですけれども、ですから、私は別にここに来ないでいきなり本会議に上程するという道だってあったわけで、何か少数派の意見を踏みにじるような運営がもしされるのであれば、おかしいのではないかなというふうに思いますけれども。だから、別に今日これで終わりにされる必要はないのではないかと思うんですが。

脇坂理事 とは言いましても、今、矢口理事からの発言として、杉並区議会自由民主党としてこの案に乗ることはできないということでございましたので、全会一致ということには至らないという意味におきまして、理事会での協議は打切りということになります。

矢口理事 ほかの理事からもお話がありましたけれども、唐突に出すんじゃなくて、もう少し議論を水面下も含めてやっていくべきなんじゃないですか。前回4定のときに横田議員がやられたことというところは、御理解されていると思いますけれども、それは別に内容云々の話じゃなくて、やっぱり手続的な問題を我々は重視したと。そこに関しては、今我々だけじゃなくて、脈々と積み重ねてきた杉並区議会としてどういうふうになれば混乱しないで、ちゃんと杉並区議会として大多数の合意形成が図っていけるのかというところが、先人たちが脈々と積み上げてきた形の申し合わせ事項というところがつくられてきていますので、別に少数意見を排除しようというふうな意図は全くないというふうに認識しておりますので、改めてもう少し、この場ではすぐには私たちは採決できませんし、今回に関しては、否決させていただきたいというふうに思いますけれども、もう一度、水面下で各会派の皆さんとも話し合いながら、ある程度合意形成ができたところを出すというふうに動かれたらどうでしょうか。

脇坂理事 この件は、この後議会運営委員会も控えておりますので、最後にしたいと思います。最後に御発言をどうぞ。

横田議員 私としては、この理事会がもうチャンスとしては今日しかないというお話だったので、慌てて提出させていただいて、これから御理解を得られるような動きをしたいなというふうには思っていたんですということです。ですので、最初から皆さんの理解を得ることをしないでというふうに考えていたわけではなく、日程の関係で、事務局と御相談したら、もうやれるとすればチャンスとしては今日なんではないかというお話であったので、唐突にはなりましたけれども、提出させていただいたということになります。

以上です。

脇坂理事 では、横田議員、傍聴席のほうへお戻りください。

《特別区議会議長会の要望事項について》

脇坂理事 次に、特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧ください。特別区議会議長会の要望活動についてでございます。

それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。2月18日の議長会総会において、令和8年度特別区議会議長会の要望活動について決定され、要望事項の調査について、同日付で通知がありました。締切りは4月30日となっています。

1、要望事項の区分と、2、要望事項の基準については記載のとおりです。国、東京都、全国市議会議長会、それぞれ複数提出する場合は、優先順位をつけていただきます。

3、要望事項の選択基準についてですが、(1)各区から提出された要望事項について、要望基準に基づき、議長会定数の3分の1を超える区の議長から賛同を得られたものを選択します。なお、調整が必要な場合は選択に当たって優先順位を考慮します。

(2)各区から提出された要望事項で、同趣旨のものがある場合は統合します。

4、要望事項の取りまとめ方法及び裏面のスケジュールは記載のとおりです。

2枚目は調査票の様式です。この後、LINE WORKSにて調査票を送付します。裏面の記入例に倣って作成をお願いします。

3枚目は、令和7年度の活動実績です。区から国への要望事項として提出した「災害発生時における行政施設や避難所等での通信体制の強化を求める要望」が取り上げられました。各会派で要望がある場合は、3月26日木曜午後5時までに事務局に提出をいただき、その後、各会派から提出いただいた要望について、理事会の開催やLINE WORKSを活用して協議、調整を行い、要望案として提出したいと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおり、各会派からの要望は3月26日木曜日午後5時までに事務局へ御提出ください。提出された要望については、今後、理事会を開催するなどして、内容の協議、調整を行うことといたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 1時21分 閉会)